

平成14年3月8日
預金保険機構
理事長 松田 昇

理事長談話

(株式会社中部銀行の金融整理管財人への就任について)

本日、金融庁長官より、預金保険法第74条に基づく管理を命ずる処分を受けた株式会社中部銀行の金融整理管財人として、金融実務精通者としての法人たる預金保険機構、弁護士 本間 通義(ほんま みちよし)、公認会計士 長谷川 新一(はせがわ しんいち)の三者が選任された。

当機構としては、これまでの金融整理管財人としての経験等を生かし、他の金融整理管財人ともよく協力して適切な業務運営に努めてまいりたい。

当機構から、株式会社中部銀行に派遣するスタッフは、金融整理管財人代理 深海 慎一(ふかみ しんいち)以下約30名である。

なお、株式会社中部銀行の預金等は全額保護されており、善意かつ健全な借手への融資も継続する方針であり、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。